

高松市まちづくりマスタープラン（仮称） 検討委員会の委員を募集します

高松市では、現在の都市計画マスタープランが令和 10 年に計画期間の節目を迎えるにあたり、おおむね 20 年後の都市を見据えた「高松市まちづくりマスタープラン（仮称）」の策定を進めています。

このたび、市民の皆様の声をこれからのまちづくりに反映するため、検討委員会の公募委員を募集します。皆様からのご応募をお待ちしております。

※「都市計画マスタープラン」

都市計画法第 18 条の 2 に基づき、各市町村が定める「都市計画に関する基本的な方針」

裏面が応募用紙になっています。

1 募集人数

3 人

2 募集期間

令和 8 年 8 月 3 日（月）～8 月 18 日（火）

3 応募資格

- ・市内に居住又は通勤・通学する満年齢 18 歳以上（令和 8 年 4 月 1 日現在）の方
ただし、高松市議会議員及び高松市職員を除きます。
- ・高松市まちづくりマスタープラン（仮称）等検討委員会委員として、その責務を誠実に履行できる方

4 応募方法

募集期間内に必要事項を記入の上、高松市役所本庁舎 9 階の都市計画課まで直接持参するか、郵送、ファックス、Eメールで応募してください。

郵送の場合は、募集期間中の消印があるものに限って受け付けします。

5 委員の任期等

(1)任期

委嘱の日から高松市まちづくりマスタープラン（仮称）及び高松市まちづくりマスタープラン（施策編）（仮称）を策定した日までとします。

(2)会議の回数

年 2～3 回程度（1 回の会議時間は 2 時間程度です）

(3)報酬等

1 回の会議ごとに 6,100 円（源泉所得税を含む）をお支払いします。

ただし、交通費は支給されません。

6 選考方法

応募用紙に記入された内容による書面審査を経て、面接により行います。

面接日時（8 月下旬を予定）については、別途お知らせします。

なお、提出された応募用紙はお返ししません。

応募・問い合わせ先

都市整備局 都市計画課

〒760-8571 高松市番町一丁目 8 番 15 号

電話：087-839-2455

FAX：087-839-2452

Eメール：toshikei@city.takamatsu.lg.jp